

事 務 連 絡
令和 2 年(2020 年) 3 月 1 3 日

各総合振興局・振興局社会福祉課長
各 教 育 局 長 様
各 道 立 学 校 長

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長
教育庁学校教育局特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業中における福祉と教育の連携について

新型コロナウイルス感染症の拡大の防止にあたり、各振興局保健福祉部局及び各教育局におかれましては、ご尽力いただきありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業に伴う子どもの居場所の確保については、文部科学省と厚生労働省の連名にて、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」(令和 2 年 3 月 2 付け元文科発第 1598 号、子発 0302 第 1 号、障発 0302 第 6 号) に基づき対応いただいておりますが、障がいのある子どもの対応に当たっては、保健福祉部局と教育部局の連携が不可欠です。

つきましては、次のとおり各部署における留意事項についてまとめましたので、保健福祉部局及び教育関係部局において連携の一層の充実を図るようお願いします。

各振興局社会福祉課におきましては、貴管内市町村及び障がい福祉サービス等事業所に、各教育局におきましては、貴管内市町村教育委員会に、市町村教育委員会は所管の学校に周知願います。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する対応にあたっては、国から種々の臨時的、特例的な取扱いが示されていることから市町村において通知等を踏まえて適切に対応いただくとともに振興局においては必要な助言等をお願いします。

記

1 各市町村障がい福祉部局における対応

特別支援学校等又は市町村教育委員会等から、子どもの居場所の提供等について協議依頼があった場合、速やかに支援に繋げることができるよう、教育局及び市町村教育委員会等と連携の上、必要な調整をお願いします。

また、障がい福祉サービス等事業所から、学校に対して協力希望があった場合は、当該市町村教育委員会又は教育局等と連携して調整をお願いします。

その他、適宜、必要な情報を共有いただくようお願いします。

2 放課後等デイサービス事業所等障がい福祉サービス等事業所の対応

特別支援学校等から子どもの居場所等の提供について依頼があった場合は、開所しての受入れや開所時間の延長等のご協力をお願いします。

なお、通常の人員配置では適切なサービスを提供することができない場合には、市町村の障がい福祉部局を通じて教育局や市町村教育委員会等と連携し、学校と協力して適切なサービスを提供できるよ

う、配慮いただきますようお願いいたします。

また、適宜、利用する子どもの通う学校と必要な情報を共有いただくようお願いいたします。

3 各市町村教育委員会及び各学校の対応

特別支援学校においては、電話連絡や来校相談などにより、全ての幼児児童生徒について生活の様子や健康状態を把握することとしていますが、こうした取組を通じて、居場所の確保等について支援を要すると判断される場合には、市町村障がい福祉部局と情報共有を図りながら、必要な支援を受けることができるよう、適切に対応してください。

また、小・中学校等に在籍する支援が必要な児童生徒についても、同様に対応するよう配慮をお願いします。

【参考通知】

- 1 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（令和 2 年 2 月 27 日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）
- 2 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その 2）」（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）
- 3 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その 3）」（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）
- 4 「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q & A について」（令和 2 年 3 月 3 日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障がい福祉課通知）
- 5 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う緊急一時的な障害児の受入れについて」（令和 2 年 3 月 6 日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、厚生労働省老健局振興課、厚生労働省老健局老人保健課通知）
- 6 「臨時休業中における「個別の対応」について」（令和 2 年（2020 年）3 月 4 日付け教養第 1470 号 教育長通知）
- 7 「臨時休業中における「個別の対応」について」（令和 2 年（2020 年）3 月 6 日付け事務連絡 義務教育課長通知）
- 8 「『分散登校』の実施について」（令和 2 年（2020 年）3 月 9 日付け教養第 1 4 9 6 号 教育長通知）
- 9 「特別支援学校における分散登校等の取扱いについて」（令和 2 年（2020 年）3 月 9 日付け事務連絡 特別支援教育課長通知）

障がい者保健福祉課制度 G 小泉（内線 25-727）

特別支援教育課学校教育指導 G 津川（内線 35-760）